

福島空港送客支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島空港利用促進協議会(以下「協議会」という。)は、福島空港からの送客利用を促進するため、国内線を利用した福島空港からの送客等を行う別表に定める事業者(以下「事業者」という。)に対し、福島空港利用促進協議会補助金交付規則(以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(助成の対象及び補助額)

第2条 補助金は、福島空港国内線における、定期便又はチャーター便を利用した旅行において、各号上段に掲げる区分について、下段に掲げる別表に定める事業主体に対し、同表に定める額を交付する。ただし、悪天候や機材故障等やむを得ない理由による欠航やダイバートにより、予定空港とは別空港での離発着となった場合には、当初予定されていた空港での離発着があったものとみなす。この場合、事由発生の都度、福島空港利用促進協議会と協議の上、補助対象としての適否を判断することとする。

- (1) 団体旅行利用促進支援 別表1
- (2) プロスポーツ応援等支援 別表2
- (3) イベント景品等支援 別表4

2 福島県空港交流課及び福島空港利用促進協議会が実施する他の補助制度との併用は、不可とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、当該事業を実施する日の15日前までとする。

(補助金の交付条件)

第4条 規則第6条第1項に規定する交付の条件は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)に従うこと。

2 第2条第3号の場合に限り、第1項に定めるもののほか、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)を遵守すること。

(申請を取り下げることのできる期日)

第5条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(変更等の承認申請)

第6条 規則第9条第1項の規定に基づき、承認を受けようとする場合は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を提出しなければならない

い。

2 規則第9条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、補助額の増額を伴わない2割以内の対象経費の変更とする。

(完了報告)

第7条 補助事業を実施した事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに完了報告書(第3号様式)を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第4号様式)を、事業完了の日(事業廃止について会長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の請求)

第9条 補助金交付の決定の通知を受けた事業者は、補助事業が完了したときは、福島空港送客支援事業補助金交付請求書(第5号様式)を速やかに提出しなければならない。

(会計帳簿の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支の状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。ただし、この要綱の施行日以前に福島空港送客支援事業補助金交付要綱第3条に基づく申請書の提出があった事業については、なお従前の例による。

附 則(令和8年4月1日改正)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第2条第1項第1号関係） 団体旅行利用促進支援

補助対象事業	補助対象事業主体	補助額
<p>1 参加者が5名以上である、受注型団体旅行の催行。ただし、飛行機の座席を要しない乳幼児及び添乗員を除く。</p> <p>2 当該年度の3月5日までに帰着する旅行であること。</p>	<p>1 福島県内に住所を有する旅行会社</p> <p>2 栃木県又は茨城県に住所を有する旅行会社</p> <p>3 1又は2を満たす、複数の旅行会社により構成される団体</p>	<p>1 福島空港を往復利用する場合 往復利用者数に1万円を乗じた額とし、1申請団体あたりの上限額は10万円までとする。</p> <p>2 福島空港を片道利用する場合 片道利用者数に5千円を乗じた額とし、1申請団体あたりの上限額は5万円までとする。</p> <p>3 福島空港の利用が、往復及び片道共に混在する場合 往復利用者数に1万円を乗じた額、片道利用者数に5千円を乗じた額とする。 なお、これらの合計額を1申請団体あたりの交付額とし、その上限額は10万円までとする。</p>

別表2（第2条第1項第2号関係） プロスポーツ応援等支援

補助対象事業	補助対象事業主体	補助額
<p>1 次の競技における、試合参加、試合観戦又は現地イベント等へ出席する場合。ただし、選手、選手関係者、選手のサポーターに限るものとし、飛行機の座席を要しない乳幼児及び添乗員を除く。</p> <p>(1) 団体競技 別表3に掲げるもの</p> <p>(2) 個人競技 福島県、栃木県、茨城県が出身地である又は同地を主な活動拠点としている競技者であること</p> <p>2 当該年度の3月5日までに帰着する旅行であること。</p>	<p>1 福島県内に住所を有する旅行会社</p> <p>2 栃木県又は茨城県に住所を有する旅行会社</p> <p>3 1又は2を満たす、複数の旅行会社により構成される団体</p>	<p>別表1にて算出した額に上乗せ加算することとし、その額は、下記に定める額とする。</p> <p>1 定期便又はチャーター便利用の場合</p> <p>(1) 往復利用の場合 往復利用者数に3千円を乗じた額とし、1申請団体あたりの上乗せ額は10万円までとする。</p> <p>(2) 片道利用の場合 片道利用者数に1千5百円を乗じた額とし、1申請団体あたりの上乗せ額は5万円までとする。</p> <p>(3) 往復・片道利用者が混在した場合 往復利用者数に3千円を乗じた額、片道利用者数に1千5百円を乗じた額の合計額とし、1申請団体あたりの上乗せ額は10万円までとする。</p> <p>2 新千歳空港又は伊丹空港から先の行程において、北海道、四国、九州及び沖縄方面への乗継便を利用した場合 1の規定を準用し算出するものとする。ただし3千円は5千円、1千5百円は2千5百円に読替えるものとする。</p>

別表3（第2条第1項第2号関係） 団体競技の対象とするチーム

下記に掲げるいずれかのチームであること。

1 福島県内のチーム

福島ユナイテッドFC、福島ファイヤーボンズ、いわきFC、福島レッドホープス及びデンソーエアービーズ

2 福島県外のチーム

(1) 栃木県

栃木SC、栃木シティFC、栃木ゴールデンドラゴンズ、宇都宮ブリッツェン、宇都宮ブレックス、H. C. 栃木日光アイスバックス及び栃木県スポーツコミッションに加盟しているチーム

(2) 茨城県

茨城ロボッツ、水戸ホーリーホック、茨城アストロプラネッツ、鹿島アントラーズ及びAstemoリヴァーレ茨城

別表4（第2条第1項第3号関係） イベント景品等支援

補助対象事業	補助対象事業主体	補助額
<p>地域振興イベント事業の景品等に使用する福島空港発着航空券又は福島空港発着旅行商品の購入</p>	<p>1 福島県、栃木県及び茨城県内に住所を有する次の団体 商工会議所、商工会、商店街振興組合</p> <p>2 その他福島空港利用促進協議会長が特に認めるもの</p>	<p>以下により算出した額と景品等の購入に要する経費（消費税及び地方消費税額を除く）の合計額を比較して、低い方の金額。</p> <p>1 札幌便利用の場合 3万円×景品等数</p> <p>2 大阪便利用の場合 2万円×景品等数</p>